

# インターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます）の規定に基づきこのインターネット接続サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます）を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条 (用語の定義)

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内であるもの
端末接続装置	端末設備との間で、電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術約条件及び端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### 第4条 (インターネット接続サービスの種類等)

契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

### 第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は 1 の契約につき 1 人に限ります。

### 第6条 (最低利用期間)

インターネット接続サービスの最低利用期間は、利用料お支払い開始月から 6 ヶ月といたします。その間の解約は取

り扱いしないものとします。

(2) 契約者は、前項の最低利用期間に満たない解約の場合、別表のとおり解約の翌月から6ヶ月目までの残月数を乗じた「短期解約違約金」を当社が定める期日までにお支払いいただくものとします。

(3) サービスコースを変更する場合、サービスコース変更後の最低利用期間は3ヶ月とします。

#### 第7条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

#### 第8条 (端末接続装置の設置・貸与等)

端末接続装置の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

契約者は、端末接続装置の交換は請求できません。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。

(2) 契約者は、契約の解約または解除があったときは、端末接続装置を当社に返還していただきます。

#### 第9条 (契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 一. 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等。
- 二. 契約者回線の終端とする場所。
- 三. その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項。

#### 第10条 (契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

(2) 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

(3) 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 一. 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- 二. 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 三. その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第11条 (インターネット接続サービスの種類等の変更)

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

(2) 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条 (契約申込みの方法) 及び前条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### 第12条 (契約者回線の移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

(2) 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

(3) 当社は、第1項の請求があったときは、第10条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

(4) 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

#### 第13条 (インターネット接続サービスの利用の一時休止)

契約者は、インターネット接続サービス提供の一時休止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）、又はその再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合は一時休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの休止期間の料金は料金表の規定にかかわらず無料とします。

(2) 前項の休止期間は、12ヶ月を限度とします。休止期間の延長は、当社と契約者が協議し、当社が認めた場合に限りです。

(3) 契約者は当社のインターネット接続サービスの一時休止及び再開を希望する場合は、所定の工事費用を当社に支払うものとします。

#### 第14条 (登録内容の変更)

加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更等契約申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

## 第15条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

## 第16条（契約者が行う契約の解約）

契約者は、契約を解約しようとするときは、解約を希望する10日前までに文書により甲にその旨を申し出るものとします。

- (2) 前項による契約解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。これに係る撤去費用は契約者の負担とします。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

## 第17条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 一. 第23条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - 二. 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- (2) 第23条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
- (3) 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- (4) 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

## 第18条（契約者の地位の承継）

契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は契約者の地位を承継します。

- (2) 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6ヶ月を経過する日までにその旨を当社に届け出るものとします。
- (3) 第1項の場合において、相続により契約者の地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち一人を代表者と定め、前項の手続きをするものとします。代表者を変更したときも同様とします。
- (4) 前項の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

## 第3章 付加機能

### 第19条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

## 第4章 回線相互接続

### 第20条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (2) 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

### 第21条（回線相互接続の変更・廃止）

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- (2) 前条、（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

## 第5章 利用中止及び利用停止

### 第22条（利用中止）

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 一、 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 二、 第24条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

（2）前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

（3）前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第23条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 一、 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
- 二、 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 三、 第39条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- 四、 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- 五、 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- 六、 全各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

（2）当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第6章 利用の制限

### 第24条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

（2）通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

（3）インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金

#### 第25条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

（2）料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

#### 第2節 料金の支払義務

#### 第26条（利用料等の支払義務）

契約者は、インターネット接続サービスおよび付加機能又は端末接続装置の提供を受け始めた日の翌月から料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）を支払うものし、1日から末日までの1ヶ月を単位とします。

（2）前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- 一. 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 二. 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 三. 前2号の規定によるほか、契約者は、次に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

#### 【支払を要しない料金】

契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）

当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第27条（加入料の支払義務）

契約者は、第9条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

#### 第28条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解約又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第29条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約又は請求の取消し（以下この条において「解約等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- (2) 工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第3節 割増金及び延滞利息

##### 第30条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

##### 第31条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第8章 保守

### 第32条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第33条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### 第34条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先約に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

### 第35条（契約者の切分け責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続さ

れている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- (2) 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- (3) 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第9章 損害賠償

### 第36条 (責任の制限)

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- (2) 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の歴月の起算日（当社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。）から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (3) 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

### 第37条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- (2) 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- (3) 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第10章 雑則

### 第38条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第39条 (利用に係る契約者の義務)

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

(2) 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

(3) 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

(4) 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

(5) 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機種、付加部品等を取り付けないこととします。

(6) 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

(7) 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

#### 第40条 (相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(2) 契約の解約があった場合は、その解約があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解約があったものとします。

#### 第41条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### 第42条 (個人情報の取扱い)

当社は、契約者の個人情報を個人情報の保護に関する法律及び当社の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱うものとします。

各手続きの際の個人情報の提供・登録は契約者の任意により行なってください。

ただし、必要事項をご提供・ご登録いただけない場合、サービスの提供をいたしかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

##### (1) 個人情報の利用目的

当社は、契約者が提供・登録した個人情報について、下記の目的の範囲内で利用できるものとします。

一. サービス提供のため。

(加入申込、契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含む)

二. サービスに関する情報提供、販売促進を行うため。

三. サービス向上のためのアンケート調査実施のため。

四. プレゼント、景品等の送付のため。

五. その他、契約者から同意を得た目的の範囲内において利用するため。

##### (2) 個人情報の預託

当社は、契約者が提供・登録した個人情報について、前項の利用目的を実施するため、「業務委託に関する機密保持契約書」を締結した上で、業務委託先に個人情報を預託する場合があります。

##### (3) 第三者への個人情報の開示・提供

当社は、以下に該当する場合を除き、第三者に契約者の個人情報を開示・提供することはいたしません。

一. 利用目的を実施するために、業務委託先に開示・提供する場合。

二. 契約者から事前に同意をいただいた場合。

三. 法令による開示要求があった場合。

##### (4) 個人情報の管理

当社は、契約者から提供・登録いただいた個人情報について、個人情報管理責任者を定め、社内の個人情報管理規程に従い厳重に管理いたします。

##### (5) 個人情報の開示・訂正・削除

当社は、契約者から契約者本人の個人情報の開示・訂正・削除の要望があった場合、合理的な範囲で対応し、その場合、

別に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

#### 第43条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

#### 第44条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第45条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と契約者は契約の締結の趣旨に従い誠意をもって協議上、解決にあたるものとします。

#### 附則

本約款は、平成22年4月1日より施行します。

# 料金表

## I 通則

### (料金表の適用)

1. 当社が提供するインターネット接続サービスに関する料金は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

### (料金等の変更)

2. 当社が提供するインターネット接続サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。  
料金等の変更があった場合は、新料金に適用された月より適用します。

### (消費税相当額の加算)

3. 契約約款25条から第29条までの規定等により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

### (料金等の臨時減免)

4. 当社は、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条及び56条に基づき重要通信の確保のための処置をおこなった場合は、この届出料金表の規定にかかわらず臨時にその料金を減免することがあります。臨時に料金等を減免する場合は、契約時の振替口座に消費税等相当額分を含めて返金するか、翌月以降の料金を減免します。

### (料金減免時の告知)

5. 当社は、料金の減免を行ったときは当社本店に提示する等の方法により、その旨を周知します。

### (料金の計算)

6. サービスの提供を開始する日はケーブルモデム設置日（通信確認日）の翌月1日とします。契約解除は利用終了日（お客様指定日）にかかわらず当該月の利用料をお支払いいただきます。

## インターネット接続サービス料金

平成22年4月1日より

## II 電気通信事業法に基づき定める料金

### 1. 加入料（加入契約ごと）

項目	内容	料金
加入料	登録手数料を含みます。 ※ケーブルテレビ利用者については無料	21,000円

\*契約が解約または解除になった場合においても原則として返還されません。

## 2. 利用料（1契約者回線ごと）

項目	内容	料金（月額）
チャレンジコース	伝送速度512kbps/3Mbps（上り/下り）、端末接続台数1台、メールアドレス100バイト1アカウント、端末接続装置使用料を含みます。	2,940円
エコノミーコース	伝送速度1Mbps/8Mbps（上り/下り）、端末接続台数1台、メールアドレス100バイト1アカウント、ホームページ100バイト及び端末接続装置使用料を含みます。	3,675円
ベーシックコース	伝送速度1.5Mbps/15Mbps（上り/下り）、端末接続台数1台、メールアドレス100バイト2アカウント、ホームページ100バイト及び端末接続装置使用料を含みます。	4,200円
スーパーコース	伝送速度2Mbps/30Mbps（上り/下り）、端末接続台数1台、メールアドレス100バイト3アカウント、ホームページ100バイト及び端末接続装置使用料を含みます。	5,250円
ハイパーコース	伝送速度10Mbps/100Mbps（上り/下り）、端末接続台数1台、メールアドレス100バイト1アカウント、ホームページ100バイト及び端末接続装置使用料を含みます。 （平成22年4月現在、弥富市のみでのサービス提供となります）	5,670円
ビジネスコース （新規受付廃止）	伝送速度3Mbps/30Mbps（上り/下り）、端末接続台数8台、メールアドレス100バイト8アカウント、ホームページ100バイト及び端末接続装置使用料を含みます。	15,750円
利用の一時中断/再開	1回の手続きで1年間ホームページ及びメールアドレスを保管します。 ケーブルモデムは回収/取付を行います。	6,300円 （年額）

- ◆ インターネット接続サービスは、課金開始から6ヶ月間が最低利用期間となっております。この期間内に契約の解除があった場合には最低利用期間までの未経過分の短期解約違約金をお支払いいただきます。

## 3. 付加機能使用料

種別	内容	提供条件	料金（月額）
端末接続台数 追加機能	あらかじめ利用者が接続可能な端末の台数を追加する機能をいいます。	当社は契約者の1の契約者回線又は1の契約識別符号につき8台までの接続を提供します。	1台ごとに 525円
ホームページ アドレス追加機能	あらかじめ利用者に割り当てたホームページアドレスの他にホームページアドレスを追加する機能をいいます。	1. チャレンジコースをご利用の場合はご利用いただけません。 2. 当社は契約者の1の契約者回線又は1の契約識別符号につき総数100個までのホームページアドレスを提供します。 3. 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ホームページアドレスを変更することがあります。その場合あらかじめ契約者にお知らせします。	1ホームページ アドレスごとに 1,050円
メールアドレス 追加機能	あらかじめ利用者に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1. 当社は契約者の1の契約者回線又は1の契約識別符号につき総数100個までのメールアドレスを提供します。 2. 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。その場合あらかじめ契約者にお知らせします。	1メールアドレスごとに 315円
ホームページ 容量追加機能	あらかじめ利用者に割り当てたホームページの容量を追加する機能をいいます。	当社は契約者の1の契約者回線又は1の契約識別符号につき50メガバイト単位に、最大1ギガバイトまでホームページ容量を提供します。	50メガバイト ごとに 1,050円

メールボックス 容量追加機能	あらかじめ利用者に割り当てたメールボックスの容量を追加する機能をいいます。	当社は契約者の1の契約者回線又は1の契約識別番号につき50メガバイト単位に、最大1ギガバイトまでメールボックス容量を提供します。	50メガバイト ごとに 315円
有害サイトブロック 追加機能	希望する利用者に「有害サイトブロック」ソフトのダウンロードを許可する機能をいいます。	契約者の端末で使用できる環境が用意できること。	1シリアルID ごとに 210円
ここだよ、みつ けて！追加機能  (注：解約時、携 帯端末変更時には次 項に掲げる手数料が 必要です)	希望する利用者に「ここだよ、みつけて！」のサービスを提供する機能をいいます。	1. 契約者の端末で使用できる環境が用意できること。 2. 申込者は未成人および法人を除く。 3. 検索される方は4親等以内の親族で、本人の同意を得ていること。ただし未成年者の場合は親権者の同意による。	1端末 ごとに 525円
	「ここだよ、みつけて！」のサービス利用者が追加で使用する機能。	オプション(1) エリア/軌跡監視機能が、50回/月までご利用いただけます。	420円
		オプション(2) エリア/軌跡監視機能が、100回/月までご利用いただけます。	630円
連絡だよ、回答集 合！追加機能	希望する利用者に「連絡だよ、回答集合！」のサービスを提供する機能をいいます。	契約者の端末で使用できる環境が用意できること。	1シリアルID ごとに 315円
ウィルスバスター月 額版追加機能	トレンドマイクロ社が提供する「ウィルスバスター月額版」を希望する利用者に提供する機能をいいます。	契約者の端末で使用できる環境が用意できること。 (ご使用に際しては、トレンドマイクロ社へのユーザー登録が必要になります)	1シリアル ごとに 420円

- ◆ 付加機能の課金開始日及び廃止日は「利用料」に準じます。
- ◆ 付加機能のうち『ホームページアドレス追加機能』『メールアカウント追加機能』『ホームページ容量追加機能』『メールボックス容量追加機能』の料金に関しましては、利用翌々月のご請求となります。その他の付加機能の料金に関しましては利用翌月のご請求となります。
- ◆ サービスコースの変更により、ご使用のメールアカウント数が新コースの利用可能個数を超える場合は、その数量分の付加機能使用料(1メールアカウントごと315円)が必要になります。

### III 当社が別に定める料金

#### 1. 手続きに関する料金

項目	金額	記事
ここだよ、みつけて！の解約手数料	1,050円	申込1件ごとに課金されます
ここだよ、みつけて！の端末変更手数料	2,100円	申込1件ごとに課金されます

#### 2. 工事に関する費用

- \* 宅内工事において既設宅内配線の改修及び露出配線以外の工法による工事費は別途加算されます。

項目	金額	記事
新設工事費	引き込み工事費	15,750円 新規にインターネットのみ加入する場合
	宅内工事費	10,500円 別に示す標準工事の場合
撤去工事費 (解約・転居・移設含む)	引込み線・端末接続装置 撤去費	10,500円
	端末接続装置撤去費	4,200円 保安器取り替えとハイパスフィルター取付及びケーブルモデム回収を行います

### 3. その他

項目	記事
請求方法	口座引き落とし通知
宅内工事費	お客様指定口座からの引き落とし
その他	当社が設置した端末接続設置（ケーブルモデム）の電気料は契約者の負担とします

短期解約違約金	2,100円×残月数（利用開始から6ヶ月に満たない場合、解約の翌月から6ヶ月目まで）
---------	--

※ 「IP 電話サービス」の提供内容、料金については別途定める『IP 電話サービス利用規約』によります。